

## 4月定例総会議事録

- 1 日 時 平成31年4月26日(金) 午後3時～
- 2 場 所 本庁5階 大会議室
- 3 議 題 別紙のとおり
- 4 出席委員 二木昭治 小澤治人 百瀬友司 小池典子 竹下静江 塩原 正  
古田久人 三村明一 竹淵 浩 塚原一郎 米久保 茂 三溝静夫  
塩原令子 酒井茂典 北澤 稔 田中新一 平林金一郎 山崎憲一  
赤羽 功 荒川浩一 長尾正公 赤羽 章 伊藤正彦 上條幸栄  
神戸 博
- 5 欠席委員 橋戸 勝
- 6 事務局員 溝口事務局長 川上係長 宮原主査 中澤主事
- 7 協議内容

- (1) 開 会 二木 会長代理
- (2) あいさつ 塩原会長
- (3) 議案審査

- ・塩原議長 それでは議事に入ります。本日の議事録署名人は議席番号18番の酒井委員と2番の百瀬委員でお願いします。

### ① 議案第1号 農地法第18条6項の規定による通知について

|                   |        |                     |
|-------------------|--------|---------------------|
| <u>塩尻地区</u>       | 全4件 承認 | <u>片丘地区</u>         |
| <u>広丘・高出・吉田地区</u> | 全1件 承認 | <u>洗馬地区</u>         |
| <u>宗賀・檜川地区</u>    | 全5件 承認 | <u>北小野地区</u> 全8件 承認 |

- ・塩原議長 1番を塩尻地区でお願いします。
- ・二木代理 金井〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有します上西条〇〇〇の畑 1,080㎡を金井〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということになりました、〇〇〇さんが83歳、〇〇〇さんか101歳と高齢で体が動かないということで申請がありました。後作は〇〇〇さんの息子さんが耕作をする予定です。地区としては可といたしました。ご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて2番を宗賀地区でお願いします。
- ・平林委員 松本市〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有します宗賀〇〇〇番の畑 10,186㎡を宗賀〇〇〇番地にある〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。それ以降は、農地中間管理事業へ移行するため〇〇〇さんが再契約の予定です。地区としては可といたしました。ご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。

- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。同じく 3 番を宗賀地区でお願いします。
- ・山崎委員 宗賀〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有する宗賀〇〇〇番の畑 7,582 m<sup>2</sup>を、宗賀〇〇〇番地にある〇〇〇が借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。それ以降は、農地中間管理事業へ移行するため〇〇さんが再契約の予定です。地区会としては可といたしました。
- ・塩原議長 本件に件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。同じく 4 番を宗賀地区でお願いします。
- ・平林委員 宗賀〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有します宗賀〇〇〇番外 1 筆の畑、合計 2,152 m<sup>2</sup>を宗賀〇〇〇番地にある〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。それ以降は、農地中間管理事業へ移行するため〇〇さんが再契約の予定です。地区としては可といたしました。ご意見ををお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。同じく 5 番を宗賀地区でお願いします。
- ・山崎委員 宗賀〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有します宗賀〇〇〇番の畑、1,716 m<sup>2</sup>を宗賀〇〇〇番地にある〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。それ以降は、農地中間管理事業へ移行するため〇〇さんが再契約の予定です。地区としては可といたしました。ご意見ををお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。同じく 6 番を宗賀地区でお願いします。
- ・平林委員 宗賀〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有します宗賀〇〇〇番の畑、3,131 m<sup>2</sup>を宗賀〇〇〇番地にある〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。それ以降は、農地中間管理事業へ移行するため〇〇さんが再契約の予定です。地区としては可といたしました。ご意見ををお願いします。
- ・塩原議長 本件に件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)

- ・塩原議長      なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員            (全員挙手)
- ・塩原議長      本件は承認されました。続いて7番を北小野地区でお願いします。
- ・赤羽委員      北小野〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有します北小野〇〇〇番外1筆の畑、合計1,146㎡を広丘吉田〇〇〇番地にある〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。それ以降は、地元へ借地希望がありますが未定です。地区としては可といたしました。ご意見をお願いします。
  
- ・塩原議長      本件に件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員            (「異議なし」の声)
- ・塩原議長      なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員            (全員挙手)
- ・塩原議長      本件は承認されました。続いて8番を塩尻地区でお願いします。
- ・小澤委員      柿沢〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有します柿沢〇〇〇番の畑、864㎡を柿沢〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。それ以降は、〇〇〇さんが耕作予定です。地区としては可といたしました。ご意見をお願いします。
  
- ・塩原議長      本件に件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員            (「異議なし」の声)
- ・塩原議長      なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員            (全員挙手)
- ・塩原議長      本件は承認されました。同じく9番を塩尻地区でお願いします。
- ・二木代理      金井〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有します金井〇〇〇番の畑、984㎡を金井〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。それ以降は、〇〇〇に賃借する予定です。地区としては可といたしました。ご意見をお願いします。
  
- ・塩原議長      本件に件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員            (「異議なし」の声)
- ・塩原議長      なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員            (全員挙手)
- ・塩原議長      本件は承認されました。同じく10番を塩尻地区でお願いします。
- ・小澤委員      諏訪市〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有しますみどり湖〇〇〇番の畑、436㎡を塩尻町〇〇〇番地にある〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。それ以降は、〇〇〇に売却する予定です。地区としては可といたしました。ご意見をお願いします。
  
- ・塩原議長      本件に件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員            (「異議なし」の声)
- ・塩原議長      なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員            (全員挙手)
- ・塩原議長      本件は承認されました。続いて11番を広丘地区でお願いします。

- ・竹下委員 広丘堅石〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有します広丘堅石〇〇〇番外1筆の田 991 m<sup>2</sup>、合計 3,416 m<sup>2</sup>を広丘堅石〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。それ以降は、〇〇〇が買い受ける予定です。地区としては可といたしました。ご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件に件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて12番を北小野地区でお願いします。
- ・赤羽委員 北小野〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有します北小野〇〇〇番外1筆の畑、1,007 m<sup>2</sup>を広丘吉田〇〇〇番地にある〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。それ以降は、〇〇〇さんに賃借する予定です。地区としては可といたしました。ご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件に件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。同じく13番を北小野地区でお願いします。
- ・赤羽委員 長野市〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有します北小野〇〇〇番の畑、389 m<sup>2</sup>を広丘吉田〇〇〇番地にある〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。それ以降は、〇〇〇さんに賃借する予定です。地区としては可といたしました。ご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件に件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。同じく14番を北小野地区でお願いします。
- ・赤羽委員 北小野〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有します北小野〇〇〇番の畑 751 m<sup>2</sup>外1筆、合計 3,199 m<sup>2</sup>を広丘吉田〇〇〇番地にある〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。それ以降は、〇〇〇さんに賃借する予定です。地区としては可といたしました。ご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件に件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。同じく15番を北小野地区でお願いします。
- ・赤羽委員 松本市〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有します北小野〇〇〇番の畑、776 m<sup>2</sup>を広丘吉田〇〇〇番地にある〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意

解約ということで申請がありました。それ以降は、〇〇〇さんに賃借する予定です。地区としては可といたしました。ご意見をお願いします。

- ・塩原議長 本件に件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。同じく16番を北小野地区でお願いします。
- ・赤羽委員 北小野〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有します北小野〇〇〇番の畑786㎡外1筆、合計1,490㎡を広丘吉田〇〇〇番地にある〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。それ以降は、〇〇〇さんに賃借する予定です。地区としては可といたしました。ご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件に件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・古田委員 〇〇〇さんは、どういう経営体なのか教えてください。
- ・赤羽委員 今までは、開墾とかをやってきて6年を経過しています。このたび上田原の方へニンニクを作ろうということで出ていくということです。
- ・神戸委員 就労計画に登録されている方で、農業適格化法人になっています。
- ・二木代理 環境整備さんの子供さんがやっているところですね。
- ・塩原議長 本件に件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。同じく17番を北小野地区でお願いします。
- ・赤羽委員 北小野〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有します北小野〇〇〇番の畑、816㎡を広丘吉田〇〇〇番地にある〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。それ以降は、〇〇〇さんに賃借する予定です。地区としては可といたしました。ご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件に件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。同じく18番を北小野地区でお願いします。
- ・赤羽委員 北小野〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有します北小野〇〇〇番の畑、599㎡を広丘吉田〇〇〇番地にある〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。それ以降は、〇〇〇さんに賃借する予定です。全体をこれから3年契約で上田原の地区を把握しながら進めていく予定です。中間管理機構へ集約していく予定です。〇〇〇さんが耕作しやすいように一つのゾーンに集約していくということです。地区としては可といたしました。ご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件に件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。

- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。

② 議案第2号 塩尻市農業振興地域整備計画の変更申請について

|            |        |       |        |
|------------|--------|-------|--------|
| 塩尻地区       | 全1件 承認 | 片丘地区  | 全1件 承認 |
| 広丘・高出・吉田地区 |        | 洗馬地区  |        |
| 宗賀・檜川地区    | 全1件 承認 | 北小野地区 |        |

- ・塩原議長 1番を宗賀地区でお願いします。
- ・山崎委員 洗馬〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有する宗賀〇〇〇番の田 101 m<sup>2</sup>を農業用通路として使用するため農振の軽微変更をするものです。農振の軽微変更につきましては、農業用施設のため、許可要件を満たします。地区としては可といたしました。ご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて2番を塩尻地区でお願いします。
- ・荒川委員 中西条〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有する中西条〇〇〇番の畑 705 m<sup>2</sup>の内 175.48 m<sup>2</sup>を農作業所として使用するため農振の軽微変更をするものです。農振の軽微変更につきましては、農業用施設のため、許可要件を満たします。地区としては可といたしました。ご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて3番を片丘地区でお願いします。
- ・米久保委員 片丘〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有する片丘〇〇〇番の田 1,117 m<sup>2</sup>の内 36 m<sup>2</sup>を農業用倉庫として使用するため農振の軽微変更をするものです。農振の軽微変更につきましては、農業用施設のため、許可要件を満たします。地区としては可といたしました。ご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。

③ 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

|      |        |      |        |
|------|--------|------|--------|
| 塩尻地区 | 全2件 承認 | 片丘地区 | 全1件 承認 |
|------|--------|------|--------|

広丘・高出・吉田地区

洗馬地区

宗賀・檜川地区

北小野地区

- ・塩原議長 1 番を塩尻地区でお願いします。
- ・小澤委員 諏訪市〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有するみどり湖〇〇〇番の畑 436 m<sup>2</sup>を塩尻町〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんに経営規模拡大のための所有権移転をするものです。地区としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて 2 番を片丘地区でお願いします。
- ・米久保委員 松本市〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有する片丘〇〇〇番 1 外 2 筆の宅地、合計 415 m<sup>2</sup>を、北小野〇〇〇番地にお住いの〇〇〇さんが空き家に付随した農地として所有権移転するものです。つきましては、3 月 28 日片丘地区会で現場を確認してございます。建物は解体され樹木等もなく更地となっておりますので、可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて 3 番を塩尻地区でお願いします。
- ・荒川委員 上西条〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有する中西条〇〇〇番の畑 1,014 m<sup>2</sup>を、塩尻町〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが経営規模拡大のための所有権移転ということで申請がありました。地区としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。

④ 議案第 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

塩尻地区 全 1 件 承認

片丘地区

広丘・高出・吉田地区

洗馬地区

宗賀・檜川地区

北小野地区

- ・塩原議長 1 番を塩尻地区でお願いします。
- ・百瀬委員 この案件は、追伸申請です。堀ノ内〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有する堀ノ内〇〇〇番の畑、面積 264 m<sup>2</sup>を、農家住宅の住宅用地として農地転用するものです。該当地は、約 50 年前から住宅敷地の一部として、母屋への通路、物

置、庭に利用していましたが、父である〇〇〇は既に亡くなっており詳しい経緯については不明です。物置については、現在カーポートに建て替えられています。カーポート・通路・庭は、現在も使用しているため撤去は困難と思われます。また、この農地は、市街化調整区域です。農地区分は、〇〇〇中学校と〇〇〇中学校から500m以内で、上下水道管が埋設された道路に面した、第3種農地であり、許可要件を満たします。地区としては可といたしました。総会の意見をお願いします。

- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。

⑤ 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

|            |        |              |
|------------|--------|--------------|
| 塩尻地区       | 全2件 承認 | 片丘地区         |
| 広丘・高出・吉田地区 |        | 洗馬地区         |
| 宗賀・檜川地区    |        | 北小野地区 全1件 保留 |

- ・塩原議長 1番を塩尻野地区でお願いします。
- ・荒川委員 中西条〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有する中西条〇〇〇番の畑、面積705㎡のうち175.48㎡を、中西条〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんに使用貸借権を設定し、農作業所に農地転用するものです。この農地は、市街化調整区域です。農業振興地域内の農用地ですが軽微変更済みです。農地区分は、農振農用地ですが、農業用施設であるため、許可要件を満たします。地区としては可といたしました。総会の意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて2番を北小野地区でお願いします。
- ・赤羽委員 辰野町〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有する北小野〇〇〇番の畑、面積264㎡を、北小野〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが代表を勤める〇〇〇が山林保全の事業の一環として、所有林地に隣接する林の購入を検討していたところ発覚したもので、営林目的で所有権移転し転用するものです。この農地は、都市計画区域外です。農地区分は、消極的2種農地に区分され、許可要件を満たします。地区としては割れました。当面は、反対ということです。(資料・写真等を用いて説明。)
- ・荒川委員 地区会はどうなったのですか？
- ・赤羽委員 地区会は、温度差の違いで割れて、5年間くらい様子を見る、現時点では、反対であるということです。
- ・荒川委員 地区会で割れたということは、総会にかけられないのではないですか？

- ・赤羽委員 分かりませんが、北小野2人しかいないものですから。
- ・塩原議長 事務局より説明を求めます。
- ・溝口局長 地区会で割れたということですが、その不許可の理由はとしては、保留という扱いなのか、反対の根拠はなんですか？
- ・赤羽委員 農地として復元してもらおうということです。
- ・北澤委員 差しさわりなかったら、神戸委員のご意見もお願いしたいと思います。
- ・神戸委員 現地を見た時には、60年くらいの松が伐採されて、そこに苗木が植えられていたということです。それは、松本の森林組合の県の援助を受けてやっているということでした。それ以降、社長の話を聞くと〇〇〇ということで、これから県の補助を受けて森林整備を進めていくということですし、印刷屋ですので、紙を使うということなので森林整備に力を入れていきたいということでした。5年くらいは、手を入れることができないということで説明がありましたので、今の時点でそれを信頼するしかないということで、可といたしました。
- ・塩原議長 ほかに委員でご意見・ご質問ありますでしょうか？
- ・荒川委員 地区会でもって割れて説明があったけれども、これだけ長い時間をとって議論してきているので、せめて最低でも1か月くらいは保留として、もう一度地元でしっかり打合せをして再提案していただくということでいいかと思います。
- ・塩原議長 ほかにどうですか。
- ・三村委員 今まで、山林として利用されてきていて、ここで伐採をして、また、植林をするという形をとることが今回の案件だと思いますが、実際に農地としてここが使えるかという判断をしなければいけないと思います。むしろ耕作が出来ないという状況であれば、山林に変えていくという方向が、荒廃農地の場合はそういう方向づけがされているので、私は、営林という目的であれば、山林に変えていっていいかと思います。
- ・竹淵委員 これは、地目を変えるということですか。
- ・溝口局長 そうです。地目を畑から山林へ変えるということです。地目を変更する場合は、山林の場合には、木が育ってからでないと法務局で現地を見に来ますので変更できなくなってしまいます。転用の許可は出ても、山林への地目変更は実際に木が大きく育ってからになります。
- ・神戸委員 社長から聞いた話ですが、その中に畑の土地があったので、その一部の土地の変更でいいのではないかとということで申請を出したと言っていました。
- ・塩原議長 どちらにしても、地区会で割れた意見を、現場を見ていないものが判断するのは、難しいと考えますので、まず、地区会で意見と統一してほしいということで。とりあえず、保留として先送りさせていただきたいと思いますがどうでしょうか？
- ・古田委員 将来的にソーラー発電施設になるかどうかというのは、そこまで考えては、いけないと思う。上がってきた書類審査で結論を出すのが農業委員の役割だと思います。
- ・赤羽委員 その通りだと思いますので、決めていただけていいと思います。
- ・塩原議長 もう一回しっかり、地元へ戻っていただいて検討していただいて、保留ということで、ある程度の結論は、次回決定するというにします。続いて3番を塩

尻地区でお願いします。

- ・荒川委員 下西条〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有する下西条〇〇〇番の畑、面積 338 m<sup>2</sup>を、広丘高出〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんに所有権移転し、農家分家住宅のため農地転用するものです。この農地は市街化調整区域で、農業振興地域の農用地の区域外であります。農地区分は、第 2 種農地であり、位置的代替性がなく、周辺農地に支障がないため、許可要件を満たします。地区としては可といたしました。総会の意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。

⑥ 議案第 6 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届け出 (相続届) について

|            |          |       |          |
|------------|----------|-------|----------|
| 塩尻地区       | 全 1 件 承認 | 片丘地区  | 全 2 件 承認 |
| 広丘・高出・吉田地区 | 全 5 件 承認 | 洗馬地区  |          |
| 宗賀・檜川地区    | 全 1 件 承認 | 北小野地区 |          |

【報告】 事務局 川上係長 3 条届出 9 件 報告。

- ・塩原議長 今事務局から説明がありました。相続届ですので可といたします。

⑦ 議案第 7 号 農地法第 4 条の規定による届出について

|            |          |       |  |
|------------|----------|-------|--|
| 塩尻地区       | 全 1 件 承認 | 片丘地区  |  |
| 広丘・高出・吉田地区 |          | 洗馬地区  |  |
| 宗賀・檜川地区    |          | 北小野地区 |  |

【報告】 事務局 川上係長 4 条届出 1 件 報告。

- ・塩原議長 今事務局から説明がありました。市街化区域内ですので可といたします。

⑧ 議案第 8 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設の届出について

|            |          |       |          |
|------------|----------|-------|----------|
| 塩尻地区       |          | 片丘地区  | 全 1 件 承認 |
| 広丘・高出・吉田地区 |          | 洗馬地区  |          |
| 宗賀・檜川地区    | 全 1 件 承認 | 北小野地区 |          |

【報告】 事務局 川上係長 4 条 (農業用施設) の届出 2 件 報告。

⑨ 議案第 9 号 農地法第 5 条の規定による届出について

|            |          |       |  |
|------------|----------|-------|--|
| 塩尻地区       | 全 3 件 承認 | 片丘地区  |  |
| 広丘・高出・吉田地区 | 全 2 件 承認 | 洗馬地区  |  |
| 宗賀・檜川地区    | 全 1 件 承認 | 北小野地区 |  |

【報告】 事務局 川上係長 5 条届出 6 件 報告。

- ・塩原議長 今事務局から説明がありました。市街化区域内ですので可といたします。

⑩ 議案第10号 農地保有合理化促進事業による斡旋適格認定について

|                   |              |     |    |
|-------------------|--------------|-----|----|
| <u>塩尻地区</u>       | <u>片丘地区</u>  | 全1件 | 承認 |
| <u>広丘・高出・吉田地区</u> | <u>洗馬地区</u>  | 全5件 | 承認 |
| <u>宗賀・檜川地区</u>    | <u>北小野地区</u> |     |    |

- ・塩原議長 1番を洗馬地区でお願いします。
- ・三溝委員 ○○○が所有します洗馬○○○番の田、838㎡を自作地売買、保有合理化促進事業ということで洗馬○○○番地にある○○○さんに所有権移転するものです。地区としては可といたしました。総会の意見をお願いします。
- ・塩原議長 ただいま地区から説明がありました。意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 ないようですので挙手にて承認をとります。
- ・農業委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。2番を片丘地区でお願いします。
- ・竹淵委員 ○○○が所有します片丘○○○番1外10筆の畑、合計31,262㎡を自作地売買、保有合理化促進事業で塩尻町○○○番地にある○○○に所有権移転するものです。地区としては可といたしました。総会の意見をお願いします。
- ・塩原議長 ただいま地区から説明がありました。意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 ないようですので挙手にて承認をとります。
- ・農業委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。3番を洗馬地区でお願いします。
- ・伊藤委員 ○○○が所有します洗馬○○○番1外2筆の畑、合計6,074㎡を自作地売買、保有合理化促進事業で宗賀○○○番地にある○○○さんに所有権移転するものです。地区としては可といたしました。総会の意見をお願いします。
- ・塩原議長 ただいま地区から説明がありました。意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 ないようですので挙手にて承認をとります。
- ・農業委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。同じく4番を洗馬地区でお願いします。
- ・北澤委員 洗馬○○○番地にお住まいの○○○さんが所有します洗馬○○○番の田531㎡外1筆合計1,168㎡を自作地売買、保有合理化促進事業で○○○に所有権移転します。地区としては可といたしました。総会の意見をお願いします。
- ・塩原議長 ただいま地区から説明がありました。意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 ないようですので挙手にて承認をとります。
- ・農業委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。同じく5番を洗馬地区でお願いします。
- ・酒井委員 松本市○○○番地にお住まいの○○○さんが所有する洗馬○○○番の畑3,354㎡を○○○に自作地売買、保有合理化促進事業で所有権移転します。地区としては可といたしました。総会の意見をお願いします。

- ・塩原議長 ただいま地区から説明がありました。意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 ないようですので挙手にて承認をとります。
- ・農業委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。同じく6番を洗馬地区でお願いします。
- ・田中委員 洗馬〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有します洗馬〇〇〇番外2筆の畑合計4,975㎡を自作地売買、保有合理化促進事業で〇〇〇に所有権移転します。地区としては可といたしました。総会の意見をお願いします。
- ・塩原議長 ただいま地区から説明がありました。意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 ないようですので挙手にて承認をとります。
- ・農業委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。

⑪ 議案第11号 農地利用集積計画について

|            |          |       |           |
|------------|----------|-------|-----------|
| 塩尻地区       | 全 5 件 承認 | 片丘地区  | 全 11 件 承認 |
| 広丘・高出・吉田地区 | 全 9 件 承認 | 洗馬地区  | 全 9 件 承認  |
| 宗賀・檜川地区    | 全 6 件 承認 | 北小野地区 | 全 5 件 承認  |

(三村委員、塩原委員退席)

- ・塩原議長 塩尻地区からお願いします。
- ・百瀬委員 塩尻地区新規面積1,314㎡筆数2、再設定面積23,416㎡筆数8、合計面積24,730㎡筆数総数10筆、地区会としてはすべて可といたしました。総会の意見をお願いします。
- ・塩原議長 続いて片丘地区お願いします。
- ・赤羽委員 片丘地区新規面積3,276㎡筆数2、再設定面積30,923㎡筆数20、合計面積34,199㎡筆数総数22筆、地区会としてはすべて可といたしました。総会の意見をお願いします。
- ・塩原議長 続いて広丘地区お願いします。
- ・古田委員 広丘地区新規面積15,656㎡筆数9、再設定面積7,113㎡筆数6、合計面積22,769㎡筆数総数15筆すべて可といたしました。総会の意見をお願いします。
- ・塩原議長 続いて洗馬地区お願いします。
- ・三溝委員 洗馬地区新規面積15,406㎡筆数13、再設定面積13,652㎡筆数7、合計面積29,058㎡筆数総数20筆、地区会としてはすべて可といたしました。総会の意見をお願いします。
- ・塩原議長 続いて宗賀地区お願いします。
- ・山崎委員 宗賀地区新規面積3,706㎡筆数1、再設定面積24,767㎡筆数6、合計面積28,473㎡筆数総数7筆、地区会としてはすべて可といたしました。総会の意見をお願いします。
- ・塩原議長 続いて北小野地区お願いします。
- ・赤羽委員 北小野地区新規面積1,208㎡筆数1、再設定面積7,045㎡筆数9、合計面積8,253㎡筆数総数10筆、地区会としてはすべて可といたしました。総会の意見をお願いします。

ます。

- ・塩原議長 総合計新規面積 40,566 m<sup>2</sup>総合計筆数 28、総合計再設定面積 106,916 m<sup>2</sup>総合計筆数 56、総合計面積 147,482 m<sup>2</sup>筆総数 84 筆、地区会としてはすべて可といたしました。
- ・塩原議長 所有権移転についてお願いいたします。
- ・宮原主査 (7 件 13 筆報告)
- ・塩原議長 本件につきまして、意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 ないようですので挙手にて承認をとります。
- ・農業委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。
- ・塩原議長 次に、塩尻市農業経営改善計画認定(認定農業者)について、農政課で説明をお願いします。

⑫ 塩尻市農業経営改善計画認定(認定農業者)について(農政課 上條主事)

|                   |              |                               |
|-------------------|--------------|-------------------------------|
| <u>塩尻地区</u>       | <u>片丘地区</u>  | 再認定 3 名 承認                    |
| <u>広丘・高出・吉田地区</u> | 再認定 1 名 承認   | <u>洗馬地区</u> 新規 2 名・再認定 1 名 承認 |
| <u>宗賀・檜川地区</u>    | <u>北小野地区</u> |                               |

- ・塩原会長 認定農業者について農政課担当者よりお願いします。
- ・上條主事 (資料に従い説明)
- ・塩原議長 説明ありましたが意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 ないようですので挙手にて承認をとります。
- ・農業委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 全員の挙手がありましたので可といたします。
- ・塩原議長 以上で議案案件はすべて終了しました。

(4) その他事項

① (松本農業改良普及センター 北澤氏による概況説明)

- ・塩原議長 意見質問ありますでしょうか。

(意見・質問なし)

② 新規就労調査票について(農政課：上條主事説明)

- ・塩原議長 新規就農者の調査について農政課担当者よりお願いします。
- ・農政課上條 (資料により説明)
- ・塩原議長 説明ありましたが意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (特にナシ)
- ・塩原議長 特に無いようですのでこの件は終了します。

③「次世代農業を開く担い手の集い」について（農政課：栗山氏）

- ・農政課栗山 （資料により説明）
- ・塩原議長 説明がありましたが意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 （特にナシ）
- ・塩原議長 特に無いようですのでこの件は終了します。

（5）閉 会 二木 会長代理

午後5時25分終了